

大阪市内における水銀使用製品産業廃棄物の処分業者名簿（令和6年3月31日時点）

許可番号	業者名	許可期限	事業場の所在地	問合せ先電話番号	許可のある産業廃棄物の種類 （水銀使用製品産業廃棄物を含むもの）	処理方法	処理能力	受入可能な 水銀使用製品産業廃棄物	注意事項等	破損した蛍光灯等についての 注意事項
6620002736	株式会社共英メソナ	R11.3.19	大阪市西淀川区西島1-2-133	環境事業部環境リサイクル課 06-6477-4195	金属くず ガラスくず （ただし、水銀回収が義務付けられるものを除く）	溶融	52.3t/日	廃蛍光管	・破碎後の物はドラム缶・ペール缶・ポリ容器等の堅牢な密閉容器に投入し、飛散しないようご注意ください。 ・未破碎の物は割れないように梱包して下さい。 ・一度に大量の搬入の場合は事前にご相談下さい。	・破碎後の物と同様、ドラム缶・ペール缶・ポリ容器等の堅牢な密閉容器に投入し飛散しないようご注意ください。
6620004746	野村興産株式会社	R11.2.16	大阪市西淀川区中島2-4-143	大阪市中央区高麗橋2丁目1番2号 野村興産(株) 関西営業所 06-4706-1345	金属くず（廃蛍光管又は廃水銀灯に限る） ガラスくず（廃蛍光管又は廃水銀灯に限る）	破碎 破碎選別	4.8t/日 10t/日 4.9t/日	廃蛍光管、廃水銀灯のみ受入れ可能。 ※廃蛍光管は直管形、環形のみ。それら以外については要相談。 ※廃水銀灯については要相談。	・必ず密閉容器に梱包のうえ持ち込むこと。 ・関西工場は廃蛍光管、廃水銀灯のみの中間処理施設なので、それら以外の廃棄物(廃乾電池等)の受入れは不可。但し、水銀を含む乾電池等についてはご相談ください。 ・関西工場は、お客様の直接持ち込みは受け付けておりません。 関西営業所まで問い合わせください。	・必ず密閉容器に梱包のうえ持ち込むこと。破損した蛍光灯はガラスの破片なので密閉容器は鉄製、プラスチック製が望ましい。 ・容器には破損した蛍光灯以外のものは絶対に入れないこと。
6620021811	合同衛生株式会社	R13.3.22	大阪市西成区北津守3-11-21	06-6641-8960 (FAX:06-6641-8002)	金属くず（廃蛍光管又は廃水銀灯に限る） ガラスくず（廃蛍光管又は廃水銀灯に限る）	破碎	3.1t/日	廃蛍光管類（直管、環形、球形可） 廃水銀灯	・保管・運搬の基準を順守してお持ち込みください。 ・できれば収集運搬業者を介して頂きたいです。場所・数量にもよりますが引取りは基本的に考えておりません。 ・受入調整や制限を行う場合があります。	・密閉容器を使用するなど飛散流出防止措置を取ってください。 ・破れやすいビニール袋等は使用しないでください。